

I 宣言・条例の制定

Ⅰ 憲法擁護・非核都市の宣言

中野区は、１９８２（昭和５７）年８月に、「憲法擁護・非核都市の宣言」を行い、“思いはグローバルに、そして行動は地域から”を合言葉として、さまざまな施策を積み重ねてきました。この宣言は、多くの区民の署名を集めて中野区議会に提出された、憲法擁護と非核都市宣言を求める請願が採択されたことにより生まれたものです。

（Ⅰ）非核都市宣言に至る背景

① 非核運動の盛り上がり

１９７９（昭和５４）年、ＮＡＴＯ（北大西洋条約機構）理事会による加盟５か国（西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、イギリス）へのＩＮＦ（中距離核戦力）配備決議を契機に、核戦争への深刻な危機感が高まり、１９８０年代に入り、ヨーロッパ全土で反核・軍縮・平和を求める運動が拡大した。日本においても、１９８１（昭和５６）年末から反核運動が、急速な盛り上がりをみせた。

② 非核都市宣言運動

１９８２（昭和５７）年６月の「第２回国連軍縮特別総会」に向けて、世界中に核兵器廃絶を求める草の根市民運動が拡がり、多くの自治体が非核都市宣言を行うようになっていった。

イギリスにおいては、１９８０（昭和５５）年１１月にマンチェスター市が非核都市宣言を行うとともに他の自治体に呼びかけ、翌年１０月には、同市で「第１回全英非核自治体会議」が開かれた。そこで、非核自治体運動を全世界に広げていくことが確認され、１９８４（昭和５９）年４月には、マンチェスター市において「第１回非核自治体国際会議」が開かれるに至った。

③ 中野区における市民運動

１９８２（昭和５７）年４月１５日、「憲法擁護・非核都市宣言を求める中野区実行委員会」が結成され、４月３０日には「憲法擁護・非核都市宣言署名の参加を呼びかける中野区民の訴え」が行われた。

また、実行委員会は「憲法施行３５周年記念・憲法を守る中野の集い」等を実施し、戦争の悲惨さや平和の大切さを区民に訴えた。そして、６月１９日、区民１０,８０１名の署名を添え「憲法擁護・非核都市宣言」を求める請願を区議会に提出した。

(2) 制定までの経過

区議会に請願が提出されてから、宣言までの経過は次のとおり。

○1982（昭和57）年

- ・ 6月19日 請願「憲法施行35周年記念『憲法擁護・非核都市中野区宣言』などについて」が区議会に提出される。
署名数10,801名（のち署名追加、合計11,973名）
- ・ 6月22日 区議会、第16号請願「憲法施行35周年記念『憲法擁護・非核都市中野区宣言』などについて」を委員会に審査付託
 - 1項 宣言について 総務委員会付託
 - 2項 スローガンの掲示 総務委員会付託
 - 3項 憲法学習援助 文教委員会付託
- ・ 6月24日 第16号請願代表者から区議会に請願訂正願提出（請願理由一部削除）
- ・ 6月28日 区議会、第16号請願の訂正願承認
- ・ 6月29日 区議会総務委員会、第16号請願追加署名承認、第16号請願1項及び2項を採択すべきものと決定（全員一致）
区議会文教委員会、第16号請願3項を賛成多数で採択すべきものと決定
- ・ 6月30日 区議会、第16号請願3項を賛成多数により採択
第16号請願1項及び2項を賛成多数により採択
- ・ 7月19日 区議会総務委員会、理事者から宣言文2案・スローガン3案を提示
- ・ 7月26日 区議会総務委員会、宣言文・スローガン（案）について論議
- ・ 8月14日 区長が「憲法擁護・非核都市の宣言」を公表
- ・ 8月15日 中野区報に「憲法擁護・非核都市の宣言」を掲載

「宣言」公表時の区長あいさつ

憲法擁護・非核都市中野区宣言について

1982（昭和57）年8月14日

太平洋戦争が終わって今年で37年、日本国民にとって、忘れることのできない明日8月15日、中野区は多くの区民の声に応え、「憲法擁護・非核都市」の宣言を行うことといたしました。

私は、今日お集まり頂いた区民の方がた、ならびに中野区の職員に対し、この宣言を行うことに至った経過をお知らせするとともに、私の考えるところを述べたいと思います。

私たちは、いたましい戦争の惨禍を体験した者として、戦後、二度と戦わないことを誓い、日本国憲法を制定しました。

そして、平和のうちに、しあわせな暮らしを送って参りました。この平和と繁栄を支えた礎こそ、日本国憲法であります。

しかし、いま、世界をあげて軍拡競争と、止まるところを知らない核兵器の強化によって、私たちの自由を守り、暮らしを守る、この憲法と平和が脅かされております。

今年6月、国連の軍縮特別総会が開かれたのを機に、アメリカ及びヨーロッパに、核の廃絶を求める草の根運動が、かつてない広がりを見せました。

このような状況のもとで、この6月13日、区民1万数千人の署名を集め、「憲法施行35周年記念“憲法擁護・非核都市中野区宣言”」を求める請願が、区議会に提出されました。

そして、6月30日、区議会第2回定例会におきまして、この請願は採択されました。私は、この請願は、署名に参加した区民のみならず、すべての区民の心からの願いでもあることを考え、特に、いま、請願内容を実現するために努力することが、自治のあるべき姿だと考えました。

この宣言は、明日、8月15日、中野区報に掲載し、正式に「憲法擁護・非核都市中野区宣言」といたします。

いま、その内容を読み上げます。

憲法擁護・非核都市の宣言

まちには こどもの笑顔がある
ひろばには 若者の歌がある
ここには 私たちのくらしがある

海を越えた かなたにも
同じ人間の くらしがある

いま 地球をおおう 核兵器は
あらゆる いのちの営みを
この しあわせを 奪い去る

私たちの憲法は
くらしを守り 自由を守り
恒久の平和を誓う

私たちは この憲法を大切にし
世界中の人びとと 手をつなぎ
核をもつ すべての国に
核兵器をすてよ と 訴える

この区民の声を
憲法擁護・非核都市 中野区の
宣言とする

昭和57年8月15日
中 野 区

以上であります。

また、憲法擁護スローガンとして、「憲法を生かそう　くらしに　中野のまちに」を決定いたしました。このスローガンは、中野区役所庁舎など、合計7か所の施設に掲げることといたしました。

かつて、中野区民が投じた原水爆禁止運動の一石が、日本全土に育っていったように、この都市宣言が、日本の多くの自治体に対し、また、非核運動に取り組む草の根の運動に対して、新たな勇気を与えることになるよう願っております。

いま、中国をはじめ、アジアの諸国から、日本の歴史教育に対し、極めて重大な不信の声が寄せられています。

このことは、日本の平和に対する姿勢を改めて問いただす問題提起であると受け止めるべきでありましょう。

私たちは、これらの国の人々に対し、言い知れぬ苦しみを与えた歴史的事実を直視し、真の近隣友好とは何かを真剣に考えることが必要ではないでしょうか。そして、一人ひとりが暮らしと平和を守るために、日本国憲法の本旨を暮らしと日々の行動のなかに生かしていくことが、何よりも大切だと考えております。

(3) 宣言・スローガンの周知

区民が、日々の暮らしの中で、「憲法擁護・非核都市の宣言」に込められた平和の願いにふれ、核や憲法の問題について意識することができるよう、身近なところから宣言やスローガンのPRを行ってきた。

○1982（昭和57）年度

- ・ 宣言文の区報（8月15日号）掲載
- ・ 啓発用横断幕等の掲出

スローガンを記した「横断幕」を、区役所及び障害者福祉会館の2か所に、「懸垂幕」を鷺宮地域センター・北部公会堂・中野公会堂・宮園老人会館・南部青年館の5か所に掲出

- ・ 宣言文（3,400枚）を関係者へ送付

○1983（昭和58）年度

- ・ 宣言ステッカー作成

スローガンを記したステッカーを、「区のおしらせ板」640本に貼付

- ・ 宣言パネル作成

宣言文を記したパネルを庁舎、地域センター、学校等78か所に掲出

- ・ 宣言塔の設置

スローガン等を記した三角塔を、中野駅北口広場に設置

○ 1986（昭和61）年度

- ・ 平和記念碑の設置

広島市庁舎の被爆敷石を譲り受けて宣言文を刻んだ記念碑を、平和の森公園に設置

○ 1990（平成2）年度

- ・ 宣言パンフレットの作成（和文2,000部、英文1,000部）

宣言及び平和条例を記したパンフレットを窓口や各種平和事業で参加者に配布

○ 1991（平成3）年度

- ・ 宣言パネル作成

宣言文を記したパネルを区立施設147施設162か所に掲出

- ・ 宣言銘板の設置

平成5年までの3年間で、区内70公園に銘板を設置

○ 1992（平成4）年度

- ・ 宣言塔の立て替え

スローガン等を記した三角塔を、区役所庁舎前に新たに設置

○ 2001（平成13）年度

- ・ なかの平和マップ作成

宣言文及び区内の平和史跡を写真と地図で紹介した「なかの平和マップ」を作成し、各種平和事業参加者に配布

○ 2006（平成18）年度

- ・ なかの平和マップ改訂版作成

平和史跡を追加して作成し、窓口や各種平和事業参加者に配布

○ 2007（平成19）年度

- ・ 宣言パンフレットの増刷（2,000部）

宣言及び平和条例を記したパンフレットを窓口や各種平和事業参加者に配布

○ 2008（平成20）年度

- ・ 宣言パンフレットの増刷（2,000部）

宣言及び平和条例を記したパンフレットを窓口や各種平和事業参加者に配布

○2012（平成24）年度

- ・なかの平和マップ二訂版作成

平和史跡等の内容を加筆訂正して作成し、窓口や各種平和事業参加者に配布

○2015（平成27）年度

- ・なかの平和マップ三訂版作成

内容を加筆訂正して作成し、窓口や各種平和事業参加者に配布

- ・宣言パンフレットの増刷（2,000部）

宣言及び平和条例を記したパンフレットを窓口や各種平和事業参加者に配布

○2020（令和2）年度

- ・なかの平和マップ四訂版作成

内容を加筆訂正して作成し、窓口や各種平和事業参加者に配布

- ・宣言パンフレット改訂版作成

内容を加筆訂正して作成し、宣言及び平和条例を記したパンフレットを窓口や各種平和事業参加者に配布

○2022（令和4）年度

- ・啓発物品（カバー付ふせん）を作成

宣言から40周年を記念して、「中野区憲法擁護・非核都市の宣言40周年」と記した啓発物品を窓口や各種平和事業参加者、区有施設にて配布

※宣言文等の区報掲載やパンフレットの随時作成、区庁舎での横断幕の常時掲出など、平和の意義の普及に努めている。

2 平和行政の基本に関する条例

中野区は、1990（平成2）年4月に、総合的な平和行政条例としては、全国で初めての「中野区における平和行政の基本に関する条例」を制定しました。

この条例は、区民の平和で豊かな生活の維持向上に資するため、中野区の平和行政の基本原則、平和に関する事業の推進及びその財源を確保するための平和基金の設置等について定めたものです。

（1）制定までの経過

区議会に陳情が提出されてから、条例が施行されるまでの経過は次のとおり。

○1988（昭和63）年

- ・ 6月27日 陳情（第21号）「憲法擁護・非核都市中野区条例に関する
ことについて」が区議会に提出される
署名数11,249名（のち署名追加、合計12,191名）
- ・ 6月30日 陳情（第29号）「非核・平和都市中野区条例に関する
ことについて」が区議会に提出される
署名数81名（のち署名追加、合計292名）
- ・ 7月4日 区議会、第21号陳情「憲法擁護・非核都市中野区条例に
関することについて」及び第29号陳情「非核・平和都市中野区
条例に関することについて」を総務委員会に審査付託。
※以後1989年（平成元年）9月まで約1年3か月間、総務委
員会において延べ15回にわたり審査

○1989（平成元）年

- ・ 9月25日 区議会総務委員会、昭和63年第21号陳情及び第29号陳情を「委
員会での審査の経過を参考とし趣旨に添って検討されたい。」と
の意見を付して、賛成多数で採択すべきものと決定
- ・ 9月28日 区議会、昭和63年第21号陳情及び第29号陳情を賛成多数によ
り採択
(以後、企画課、総務課が中心になって条例文案について検討)

○1990（平成2）年

- ・ 3月15日 中野区、区議会へ第9号議案「中野区における平和行政の基本
に関する条例」を提案
総務委員会に審査付託
※以後、総務委員会（延べ3回）において審査
- ・ 3月20日 区議会総務委員会、第9号議案賛成多数で可決すべきものと決
定
※継続審査動議 賛成少数否決
修正動議 賛成少数否決

- ・ 3月26日 区議会、第9号議案賛成多数で可決
※修正案 賛成少数否決
- ・ 4月1日 「中野区における平和行政の基本に関する条例」公布・施行

中野区における平和行政の基本に関する条例

(平成2年4月1日 条例第24号)

(目 的)

第1条 この条例は、中野区の平和行政に係る基本原則並びに平和に関する事業の推進及びその財源の確保について定め、もって区民の平和で豊かな生活の維持向上に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 中野区は、世界の平和を求める区民の意志を表明した憲法擁護・非核都市の宣言（別記）の精神に基づき、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、区民が平和で安全な環境のもとに、人間としての基本的な権利と豊かな生活を追及できるよう、平和行政を推進するものとする。

(平和事業の推進)

第3条 中野区は、平和行政を推進するため、次の事業（以下「平和事業」という。）を実施するものとする。

- 1 日本国憲法に規定する平和の意義の普及
- 2 平和に関する情報の収集及び提供
- 3 国内及び国外の諸都市との平和に関する交流
- 4 その他、この条例の趣旨に基づき区長が必要と認める事業

(基金の設置)

第4条 平和事業に要する財源を確保するため、中野区平和基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第5条 基金の基本額は、1億円とする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

2 区長は、前項の規定により基金に繰り入れた額の全部又は一部を平和事業に要す

る経費の財源に充てるため、処分することができる。

(繰替運用)

第8条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第9条 区長は、第7条第2項の規定によるほか、平和事業を実施するための財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(平和事業の公表)

第10条 区長は、平和事業の内容及びそれに要した経費並びに基金の運用状況を、毎年、区民に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付則（平成15年12月16日条例第46号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別 記

憲法擁護・非核都市の宣言

まちには こどもの笑顔がある
ひろばには 若者の歌がある
ここには 私たちのくらしがある

海を越えた かなたにも
同じ人間の くらしがある

いま 地球をおおう 核兵器は
あらゆる いのちの営みを
この しあわせを 奪い去る

私たちの憲法は
くらしを守り 自由を守り
恒久の平和を誓う

私たちは この憲法を大切にし
世界中の人びとと 手をつなぎ
核をもつ すべての国に
核兵器をすてよ と 訴える

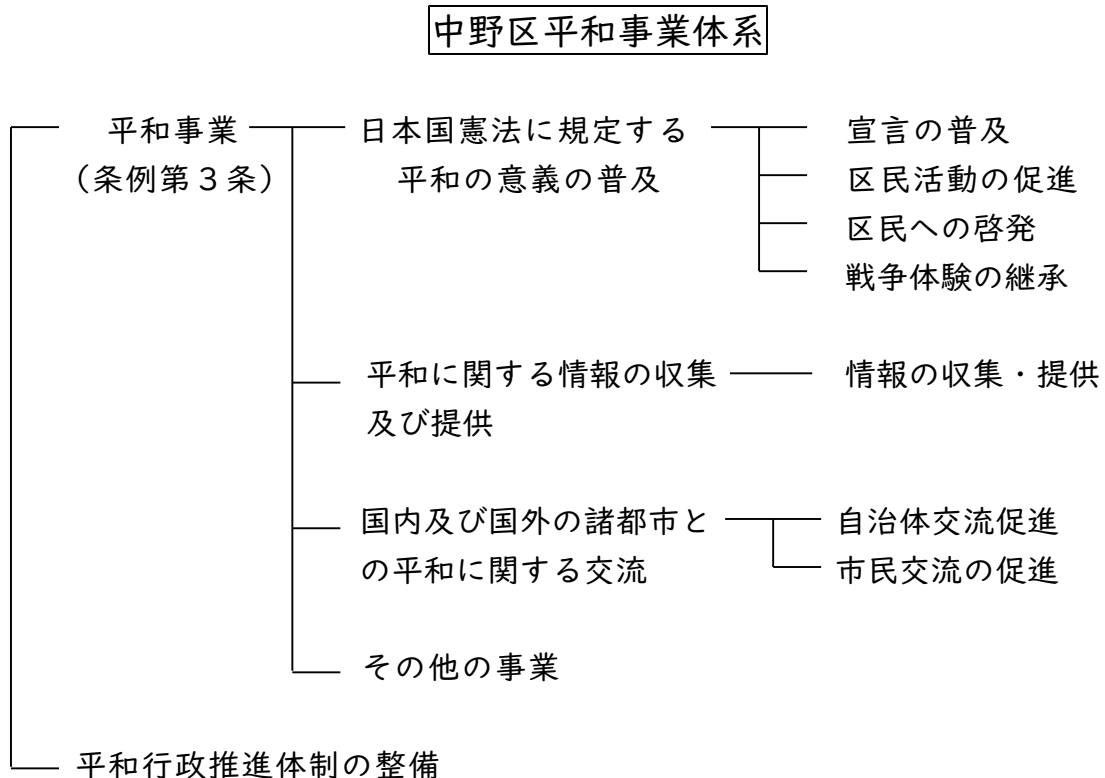
この区民の声を
憲法擁護・非核都市 中野区の
宣言とする

昭和57年8月15日

中 野 区

(2) 平和事業の位置づけ

「中野区における平和行政の基本に関する条例」第3条において、平和行政を推進するための「平和事業」について、規定している。



○日本国憲法に規定する平和の意義の普及

《事業例》 平和のつどい、地域平和事業

○平和に関する情報の収集及び提供

《事業例》 平和資料展示室の運営、ホームページ

○国内及び国外の諸都市との平和に関する交流

《事業例》 日本非核宣言自治体協議会

○その他、この条例の趣旨に基づき区長が必要と認める事業

(3) 平和基金

「中野区における平和行政の基本に関する条例」第4条から第9条において、平和基金について規定している。これに基づき、1990（平成2）年4月27日、基本額2億円の基金の運用を開始した。基金の運用益金については、次年度の平和事業の財源に充当している。

① 設置理由

・平和事業を、安定的、継続的に執行するための担保を確立するため。

② 基金の額

・基本額は、1億円とする。 ※16年3月31日までは基本額は2億円

③ 平和基金の運用益金の推移

年 度	運用益金 (円)	平均利率(%)
平成2年度	14,351,725	7.10
3	14,028,164	6.94
4	8,325,478	4.16
5	5,321,536	2.66
6	4,364,466	2.18
7	2,185,457	1.10
8	931,740	0.47
9	973,584	0.48
10	1,060,054	0.53
11	238,844	0.12
12	444,813	0.22
13	65,697	0.03
14	247,119	0.12
15	399,965	0.20
16	652,877	0.65
17	831,986	0.83
18	900,147	0.90
19	900,720	0.90
20	900,583	0.90
21	900,119	0.90
22	1,150,076	0.90
23	706,740	0.55
24	980,510	0.98
25	980,021	0.98
26	980,074	0.98
27	980,047	0.98
28	980,001	0.98
29	980,000	0.98
30	980,000	0.98
31	980,001	0.98
令和2年度	980,000	0.98
令和3年度	1,000,000	1.00

令和4年度	942	令和3年度で債券運用終了のため、令和4年度は普通預金にて運用。
-------	-----	---------------------------------